

新宿区教育委員会会議録

平成十六年第二回定例会

平成十六年二月六日（金）

新宿区区役所四谷庁舎五階五十一会議室

新宿区教育委員会

《平成十六年第二回定例会》

日時 平成十六年二月六日（金）

場所 区役所四谷庁舎五階五十一会議室

出席者

新宿区教育委員会

委員	長	熊谷洋一
委員	員	内藤頼誼
委員	員	櫻井美紀子
教育	長	山崎輝雄

説明のため出席した者

次長	今野隆
中央図書館長	鹿島一雄
教育政策課長	吉田悦朗
教育指導課長	三島紀人
学校運営課長	濱田幸二
教育整備課長	木村純一
生涯学習振興課長	田辺俊雄
生涯学習財団担当課長	秋重知子

書記

教育政策課管理係長	久澄聰志
教育政策課管理係主査	田中義一

《 議 事 日 程 》

議 案

- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第一 | 議案第九号 | 平成十五年度新宿区一般会計補正予算（第八号）について |
| 日程第二 | 議案第十号 | 平成十六年度新宿区一般会計予算について |
| 日程第三 | 議案第十一号 | 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第四 | 議案第十二号 | 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第五 | 議案第十三号 | 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則（制定） |
| 日程第六 | 議案第十四号 | 「教育行政の推進にあたって」について |

報 告

- 一 平成十七年度使用教科用図書の採択について（教育指導課長）
- 二 国旗・国歌に関する学校への指導について（教育指導課長）
- 三 平成十六年度新宿区立小学校学校選択制度における補欠の繰り上げについて（学校運営課長）
- 四 平成十六年度新宿区立幼稚園応募状況並びに学級編成について（学校運営課長）
- 五 学校給食調理業務委託事業者の決定について（学校運営課長）
- 六 四谷地区三小学校統合協議会の開催について（教育環境整備課長）
- 七 新宿区子ども読書活動推進計画パブリック・コメントの概要について（中央図書館長）
- 八 その他

熊谷委員長

それでは、ただいまから、平成十六年新宿区教育委員会第二回定例会を開催いたします。
本日の会議には木島委員が欠席されておりますが、定足数は満たしております。
本日の会議録の署名者は、櫻井委員にお願いいたします。

議 案

議案第九号 平成十五年度新宿区一般会計補正予算（第八号）について

議案第十号 平成十六年度新宿区一般会計予算について

熊谷委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第九号 平成十五年度新宿区一般会計補正予算（第八号）について」を議題といたします。

山崎教育長

「日程第一 議案第九号 平成十五年度新宿区一般会計補正予算（第八号）について」及び「日程第二 議案第十号 平成十六年度新宿区一般会計予算について」は、平成十六年第一回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

熊谷委員長

ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第一 議案第九号 平成十五年度新宿区一般会計補正予算（第八号）について」及び「日程第二 議案第十号 平成十六年度新宿区一般会計予算について」を非公開により審議することに異議はございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

それでは、「日程第一 議案第九号 平成十五年度新宿区一般会計補正予算（第八号）について」及び「日程第二 議案第十号 平成十六年度新宿区一般会計予算について」を非公開により審議いたします。

〔「議案第九号 平成十五年度新宿区一般会計補正予算（第八号）について」及び「議案第十号 平成十六年度新宿区一般会計予算について」は秘密会で行う議決があったため、別途議事録を調製する。〕

議 案

議案第十一号 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について

熊谷委員長

次に、「日程第三 議案第十一号 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正す

る条例について」を議題といたします。

では、議案第十一号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第十一号 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。概要により御説明いたします。

件名が「新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。概要といたしましては、区長、教育長等の給料の減額を継続する必要があるため、次のとおり条例を改正するものでございます。

条例の失効期日を次のとおり改める。平成十六年三月三十一日を平成十七年三月三十一日とします。平成十七年三月三十一日限り、その効力を失うというものでございまして、教育長につきましては五％の減がそのまま継続するというものでございます。

施行日は公布の日でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

熊谷委員長

説明が終わりました。御意見、御質問がおありの方、どうぞお願いいたします。御意見ございますか。

内藤委員

これはどのぐらい続いていますか。つまり失効期限を…。

教育政策課長

これにつきましては平成十年四月に条例が制定されまして、以降各年度ごと、こういう形で失効期日を改正していつて継続しているということでございます。平成十四年度から継続しているということでございます。

櫻井委員

その比率はずっと五％減ですか。

教育政策課長

教育長につきましては五％減ということでございます。

熊谷委員長

御意見はありますか。

櫻井委員

上げて差し上げたいけれどもね。

内藤委員

やはり財政難の中で、一年ごとということでもわかるように、一種の臨時措置という考え方がもともとあったと思うので、これは区の財政全体の中で考えなくちゃいけないことなんだろうけれども、こういうのを余り続けるということはどうなんだろうかね。どうなんだろうかねということにとどまるんですけども、民間企業であれば、経営状況が上向けば減額分の是正ということは速やかに行われる。あるいは、財政がさらにひっ迫すれば、さらにカットに踏み込むという、何か余り慣例的になっていることは好ましいことではないと思

教育政策課長

いますね。

なかなかお答えしにくいところがありますが、新宿区の財政そのものにつきまして、単年度の収支につきましては黒字ということになっておりますが、財政状況につきましてはまだまだ厳しいということで、来年度の予算につきましても実質的には〇・九%減で予算を組んでおりますので、なお減額のパーセントをふやすということではありませんけれども、このまま継続して減をやっていくという判断でございます。

熊谷委員長

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第十一号 新宿区長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございます。議案第十一号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第十二号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について

熊谷委員長

次に、「日程第四 議案第十二号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案第十二号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第十二号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。これも概要により御説明いたします。

件名が、新宿区職員定数条例の一部を改正する条例でございます。行財政改革計画に基づく職員定数の見直し及び公益法人等への新宿区職員への派遣等に関する条例の制定等に伴い、職員の定数を改める必要があるため、次のとおり条例を改正するものでございます。

この中、教育委員会に係る部分につきましては（三）教育委員会の事務部局の職員、二百四人から百七十二人、（四）教育委員会の所管に属する学校の職員、 が学校の事務部局の職員、二百九十六人が二百八十四人、 が幼稚園の教諭等、百一人が百一人、これは変わりございません。

この内訳でございますが、（三）の教育委員会事務部局の職員につきましては、一つに中央図書館の非常勤化、正規職員を非常勤にするということで三名の減、それから、今、財務会計文書管理システムを開発中でございますが、来年度から文書管理システムが導入されるということで、教育政策課につきまして一名減ということでございます。それから、中央図書館につきましては、図書館奉仕員につきましてプラス二ということで、再任用として活用

するということで、常勤、正規職員を減にする、マイナスにするということでございます。それから、財団の生涯学習財団でございますが、これまで研修派遣ということでやっておりましたけれども、これを通常の派遣法に基づく派遣というもので派遣するというところでございます。これは定数外ということになりますので、今回二十五名が定数外というふうな形になります。この条例につきまして、昨年一応区長部局の方から意見を伺うということで御説明したところでございます。それで合計三十二名の減ということでございます。二百四人から百七十二人というふうな形で減ぜられたものでございます。それから、(四)の学校の事務部局の職員でございますが、これにつきましても再任用職員の活用等によりまして十二名の減というものでございます。それから、の幼稚園の教諭等につきましては変更ございません。

施行日が平成十六年四月一日でございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。何かございますでしょうか。

私から質問をちょっとさせていただきたいんですが、行財政改革計画に基づいて定数削減をやっておられると思うんですが、これが何年続くんですか。現在何年目、第何回次になっておるんですか。ことしが初年度ということですか。

教育政策課長

これにつきましてはことし、十五年度が初年度でございます。第一次が十五～十六年度、第二次が十七～十九年度と五年間継続するというものでございます。

熊谷委員長

ということは、ことし区で三千百四十一人を二千九百九十四人に定足数を減らして、また来年、再来年と五年の計画ができていますと……。今じゃなくて、教育委員会もその五年計画で、来年度何名、何名と、こういうことになっているんでしょうか。

教育政策課長

年度ごとに後ほど出したいと思っております。教育委員会につきましても、そういう形で年度ごとで人数の減が定められているものでございます。

内藤委員

監査委員の事務局なんかはふやしているからね。

熊谷委員長

国なんかももう第何次って、もう終わるかと思ったらまた来て、どんどん続いているんですよ。第七次から十次、十一次と、こう来るものですから。でも、やはり基本的には必要な人数というのは必ずあるはずですよ。ですから、必要以上には幾らあれでも定員削減で

教育政策課長

きないでしょうから、結局は定数を削減して、いわゆる臨時職員とかパートで補てんしていくと、こういう考え方ですかね。

基本的には再任用職員といいまして、退職した後の職員を非常勤の再任用職員として任用します。常勤の職員を非常勤の再任用職員で補充していく形になります。その分だけ常勤の定数が減ずるということになります。

熊谷委員長

いかがでしょうか。

ほかに御質問、御意見がないようでございますので、「議案第十二号 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

それでは、議案第十二号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第十三号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則（制定）

熊谷委員長

次に、「日程第五 議案第十三号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則（制定）」を議題といたします。

では、議案第十三号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第十三号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則（制定）」でございます。これも概要によりまして御説明いたします。

概要ですが、区立小・中学校と地域社会と家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援するため、スクール・コーディネーターを設置する必要があるため、この規則を制定するものでございます。

恐れ入りますが、二枚めくっていただきまして、規則の案について御説明いたします。

設置でございます。第一条、新宿区立小学校及び中学校と地域社会と家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援するため、新宿区教育委員会事務局にスクール・コーディネーターを置く。二でございます。スクール・コーディネーターは、非常勤とする。

職務でございますが、第二条、（一）の学校の教育課程の支援に関する事。 （二）学校の教育課程に基づかない活動のうち学校の長の認めるものの支援に関する事。家庭教育の支援に関する事。学校の休業日等に、地域の団体等と協働し、児童・生徒が主体的に学校を活用できる環境づくりに関すること。 （五）前四号のほか、学校と地域と家庭との連携に関する事。これが職務でございます。

第三条は欠格条項でございまして、（一）から（四）に該当する者につきましても、スクール・コーディネーターとなることができないという規定でございまして。

一枚めくっていただきまして、第四条は委嘱でございまして。スクール・コーディネーターは、青少年の育成指導に直接携わり、かつ、地域の活動団体等と活発に交流している者のうちから、新宿区教育委員会が委嘱するものでございまして。二でございまして、スクール・コーディネーターは、配属する学校を定めて委嘱いたします。

第五条でございまして。定数でございまして、スクール・コーディネーターの定数は、学校の合計数とするものでございまして。現在学校は、小学校、中学校合わせて四十三校でございまして、四十三名が定数でございまして。

第六条、任期でございまして。スクール・コーディネーターの任期は、一年とする。ただし、補欠のスクール・コーディネーターの任期は、前任者の残任期間とするものでございまして。二でございまして、スクール・コーディネーターについては、直前の任期における勤務実績が良好である場合に限り、三年間、毎年度、同一人のスクール・コーディネーターを委嘱するものとするということございまして、スクール・コーディネーターの任期につきましても、勤務実績が良好であれば三年間を一つのサイクルとするということにより任期を定めているものでございまして。三項でございましてけれども、勤務実績が良好でないとき等につきましても、解職する、やめていただくわけですがけれども、その場合には、新たに委嘱する者につきましても、この三年の周期の中で委嘱するというものでございまして、新たに委嘱するスクール・コーディネーターの期間につきましても、先ほど言いました一サイクルとする三年間の中で、例えば二年目、再来年に採用された者については二年間を最大の任期とするというものでございまして。四でございまして、これは、同一人を委嘱する期間の終了により、新たにスクール・コーディネーターを委嘱する場合には、再任を妨げないというものでございまして。原則として三年間を一サイクルとするわけですが、これは期間ということございまして、さらに再任をできるというものでございまして。

第七条は解職でございまして。スクール・コーディネーターにつきましても、（一）から（七）までに該当する場合には、委員会は、その職を解くことができるというものでございまして。

それから、第八条は遵守義務でございまして。職務を遂行するに当たりましても、（一）から（三）に掲げる活動をしてはならないというものでございまして。これは学校教育にかかわる活動であるということ配慮したものでございまして、政治的活動、宗教的活動、営利を

目的とした活動はしてはならないというものでございます。二項でございますが、これは守秘義務でございます。スクール・コーディネーターは、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とするというものでございます。これは、実際にスクール・コーディネーターが学校の施設の中と申しますか、実質的には職員室に席を設けてもらって実際に活動をするということでございますので、学校の中には子供たちのさまざまな個人情報等がございますので、その守秘義務を課したものでございます。

第九条は委任でございますが、この規則の施行に関しまして必要なものにつきましては、教育長が定めるというものでございます。

附則でございます。一枚おめくりいただきたいと思っております。施行期日でございますが、この規則は、平成十六年四月一日から施行するものでございます。また、新宿区青少年委員の設置等に関する規則につきましては廃止するというものでございまして、この青少年委員の規則につきましては、資料としてお示ししているものでございます。

提案理由でございます。区立小・中学校と地域社会と家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援することを目的として、スクール・コーディネーターを設置する必要があるためでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

この人数というんですか、青少年委員というのも学校の合計数、四十五人であったわけですか。そうすると、一校に一人いらしたんでしょうか。

青少年委員は現在四十三名でございますが、各校に一人配置されてございます。これは校長先生の推薦により選任されておることでございます。

青少年委員はそうだったわけですね。

失礼いたしました。規則上は四十五名以内となっておりますが、学校の統廃合によりまして、現在は四十三名ということになってございます。

ということは、一校にお一人いらしたということなんですね。

それと、もう一つ、勤務実績の良好であるというのは、具体的にはどんなことなんだろうね。

勤務実績と申しますと、ここの第二条に職務とございます。こういった内容につきまして、(一)から(五)までございますが、こういったものを総体的に判断いたしまして、また原則として週に一回、学校の教員室の中で勤務するということになってございますので、そういう実績を勘案しながら、校長先生等々と相談しながら、その辺のスクール・コーディネーター

熊谷委員長
櫻井委員

生涯学習
振興課長
櫻井委員
生涯学習
振興課長
櫻井委員

生涯学習
振興課長

内藤委員
生涯学習
振興課長
熊谷委員長

ターの勤務実績を判定していこうというものでございます。

これは報酬はどうなっているんですか。

月八千二百円となっております。これは現在の青少年委員と同額になってございます。

いかがでしょうか。

これは、青少年委員が役割を終えたとか必要なくなると、こういう意味ではなくて、青少年委員の役割をさらに内容を充実させて、二十一世紀の社会により合うようにしてということと理解してよろしいんですかね。

生涯学習
振興課長

おっしゃるとおりでございます。今求められているのは学校と家庭と地域を結ぶ、そういったコーディネーターの必要性というんでしょうか、そういったもので、さらに現在の青少年委員の活動がステップアップするようなことでございます。

熊谷委員長

そういう理解でよろしいんですね。つまり私が心配しているのは、青少年委員というのは役割が済んで要らない、もうそういう必要がないと、こういうことではないということを考えてみると、内容がより高度になって、かつ大変な作業になるわけだから、本来なら報酬もふやさなければいけないような気がして、教育委員会としても、そういうことを含めて今後はそういう部分についても考えていけないんじゃないかなと思いますけれども、第二条を見ると、青少年委員の方は、どちらかというと余暇とか団体活動とか、学外、校外でのそういうようなことが中心なのが青少年委員の役割ですけれども、コーディネーターは、それが一番最後の方になって、もっと教育課程そのものにかかわっていくというような内容になっていると思うんですけれども。

生涯学習
振興課長
熊谷委員長
次長

おっしゃるとおりでございます。非常に内容が濃くなってございますので、今までの青少年委員の活動からさらに充実したものになっていくことを考えております。

そうしたら、やはり報酬も倍とか三倍ぐらいにならないと。

実績を見てね。

内藤委員

しかし名称が、広報その他で、やはり青少年委員というとは何となくわかる。それは歴史というか時間の経過があるからわかるんだけれども、青少年委員という肩書はかなり知られていると思うんだけれども、今度は片仮名になって、コーディネートというのはそう易しい英語じゃないからね。活動を助ける意味で、名称が定着することも大事だと思いますよ。

生涯学習
振興課長

確かに、前に教育委員会の方で御報告したときに、名称についても御意見をいただいたところでございます。最終的にスクール・コーディネーターという名称にさせていただいたわ

熊谷委員長

生涯学習

振興課長

熊谷委員長

生涯学習

振興課長

熊谷委員長

生涯学習

振興課長

熊谷委員長

熊谷委員長

教育政策課長

けでございますが、これを定着するように、できるだけ広報してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

ちなみに、ほかの区の状況はいかがなんでしょうか。スクール・コーディネーターというのは、既実績とか、あるいは...。そういうものは特に今のところありませんか。

杉並区で平成十四年度から学校教育コーディネーターという名称で使われてございます。

スクール・コーディネーターというのは新宿区が初めて。

新宿区が初めてでございます。

じゃ、これを大いに宣伝していかないと。全国へ波及して...。

全国で初めてじゃないかなと思っております。

いかがでしょうか。何か御質問、御意見、ございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第十三号 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

ありがとうございました。議案第十三号は原案のとおり決定いたしました。

委員長、申しわけございません。先ほどの定数条例につきまして御説明させていただきます。

先ほどちょっと年度等を間違えましたので、今回、行財政改革計画につきまして、平成十五年度、平成十六年度ということで二年間示されているものがございます。この行革計画に基づく定員の適正化計画ということで、職員定数の削減につきましては、一つに学校等用務業務の再任用化または非常勤化、つまり用務が退職した場合に、それは補充せず、再任用職員、非常勤職員の活用によって職員定数の削減を行うものという、それが十五年度が十一名、十六年度が八名、合計十九名で示されてございます。それから、学童擁護業務につきまして、これも退職不補充といたしまして委託を進めるということで職員定数の削減を行うというふうになっております。これは十五年度が二名、十六年度が二名の合計四名でございます。それから、財務会計文書管理等システムの導入に伴いまして職員定数を削減するというものが、十六年度二十名ということでございますが、この二十名につきましては、今回は十名削減するというので、各部で一つの課が一名ずつ削減していくというような形になっております。

若干この計画とは現実の数字がいろいろ動いておりますので、来年度につきましてはまだ確定しておりませんので、ちょっと数字につきましては示されないということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。どうも申しわけございません。

大変よくわかりました。どうもありがとうございました。

熊谷委員長

議案

議案第十四号 「教育行政の推進にあたって」について

熊谷委員長

それでは、次に、「日程第六 議案第十四号 『教育行政の推進にあたって』について」を議題といたします。

では、議案第十四号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第十四号 『教育行政の推進にあたって』について」御説明いたします。お手元の案により御説明いたします。

「教育行政の推進にあたって」につきましては、十一月、十二月、一月とそれぞれ協議をしていただきました。その中でいろいろ御意見を伺った点につきまして最終的に修正したものが今回の案でございます。本日御決定いただきたいと考えております。

それでは、修正した点について御説明いたします。

一枚めくっていただきまして、基本方針の二のところでございます。基本方針の二の「学力の確実な定着を図り」というところの一番下、(五)でございます。ちょっと読み上げさせていただきます。「教員一人ひとりの経験や適性に応じた研修の充実により、教員の資質や指導力の向上を図り、授業の工夫・改善を通して、子どもに確実な学力を身につけさせる」というふうなもので改正したものでございます。これはお話の中で基本方針の三に位置づけるといようなお話もございましたけれども、子供の学力の育成を方策の一つとしたいというものでございまして、基本方針の二のところが適切であるというふうに判断したところでございます。

基本方針の三でございますが、「魅力ある教育環境づくりの推進」のところ、(一)で、この二行目のところでございますが、「外部評価の検証を反映した」とございます。従前は「検証結果」といような文言でございましたが、この「結果」というものを取りまして「検証」のみを残して「外部評価の検証を反映した」というふうにしたものでございます。

それから、(四)でございますが、「多様な教育課題に対応するため、『スクールスタッ

フ 新宿』を導入し」とございます。この名称でございますが、これまではスクールサポーターというような言葉を使わせていただきましたが、実はスクールサポーターにつきましては、東京都の方の来年度の重点事業の中で、学校、警察、地域のパイプ役となるスクールサポーターを警察署に配置するというような事業が考えられておりますので、それと混同しませんように別の名称を検討したところ「スクールスタッフ 新宿」ということで、新宿という地域の名称も入れて、地域の中で活動するんだというようなところも含めてこういう名称にしたところでございます。

修正箇所は以上でございます。今回こういう形で御決定をいただきたいと思っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。どうぞ御意見、御質問がおありの方はお願いをいたします。いかがでしょうか。

これについては既に何回か御審議をいただいてきておりますし、今、政策課長の方から御説明のあったスクールスタッフというところを特に問題がないというふうにお認めいただければ……。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第十四号 『教育行政の推進にあたって』について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、議案第十四号は原案のとおり決定いたしました。以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告事項

- 報告一 平成十七年度使用教科用図書の採択について
- 報告二 国旗・国歌に関する学校への指導について
- 報告三 平成十六年度新宿区立小学校学校選択制度における補欠の繰り上げについて
- 報告四 平成十六年度新宿区立幼稚園応募状況並びに学級編成について
- 報告五 学校給食調理業務委託事業者の決定について
- 報告六 四谷地区三小学校統合協議会の開催について
- 報告七 新宿区子ども読書活動推進計画パブリック・コメントの概要について
- 報告八 その他

熊谷委員長

次に、事務局からの報告を受けたいと思います。

教育指導課長

報告一から報告七について一括して説明をしていただき、質疑を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

報告一でございます。「平成十七年度使用教科用図書の採択について」でございます。

平成十七年度から使用します小学校の教科用図書、これにつきまして、平成十六年度、来年度教育委員会におきまして採択をしていただくこととなります。そのための要綱を再度お示ししたということと、この経緯、流れなどを確認していただきたいというものでございます。

まず、そこでございます、新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱でございますが、この要綱は、平成十四年二月一日に本委員会において決定されているものでございます。本来、そのさらに一年前の平成十三年二月に決定されたものでございまして、それに基づいて平成十三年度に採択していただいた、その要綱がもとでございます。それを十三年度に採択が終わった後、この要綱と、実は百七条本の採択の要綱を切り離したということで、そのために十四年二月一日に決定し直していただいたものでございまして、中身としましては、前回十三年度に採択していただいた要綱と同じでございます。

ちょっと四枚繰っていただきますと、絵の教科用図書採択までの手続というのがございまして、これは今年度の百七条本の採択をしていただいたときの手続のときにも御説明申し上げましたが、それと全く同じでございます。十三年度もこのような形で採択していただきまして、この形が最善であろうというふうなことを、この会でも委員の先生方はおっしゃっていらっしやいましたので、またこれをお示したところでございます。このやり方は変わってございません。このやり方を要綱として書き直しますと、最初のページの第一条からのところになってくるわけでございます。

改めてまたかいつまんで申し上げますと、第一条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づきまして、新宿区立学校において使用する教科用図書の採択を公正かつ適正に行うために、必要な事項を定めるものとする、そのための要綱でございます。

第二条、教育委員会は、教科用図書を採択する。

それから、第三条、第四条は、今年度採択していただいたときに御説明したとおりでございます。

一枚繰っていただきまして、審議委員会、第五条でございますが、来年度に採択していただく場合には、この審議委員会を設置する。十二名、組織としましては二番、組織にありま

すような（一）、（二）、（三）のような方々になっていただく。その次の三番でございます。審議委員会は、下部組織として調査委員会を設置するということで、小学校の各教科ごとにこの調査委員会を設置していただきます。五番の委員の任期は、同年八月十五日までということで、このときまでに都の教育委員会に報告する関係でございます。以下は前回と同じでございますので割愛させていただきます。

そして、ページをめくっていただきまして、教科用図書採択日程（案）というのがございます。今後予想されます日程をこのようにお示し申し上げました。次回の教育委員会で、今回の要綱に基づきまして細目を決定していただきたいと思っております。そして、五月になりまして審議委員会の候補者、調査委員の候補者を委嘱していく。中旬に第一回審議会、それから下旬に第一回調査委員会などを開いていただきまして、その都度、必要な都度教育委員会へ、六月の初旬の定例教育委員会で、どのような教科書が発行されているのかというようなことを確認していただきます。そして、七月の定例で百七条本に関する協議で、審議委員会から答申を受けるといふようなことですか、臨時の教育委員会を七月中旬にやっただけですかということ、このように臨時も含めましてかなりの回数教育委員会で御審議いただきながら、八月の初旬には採択していただきたく日程をつくってみました。よろしくお願いたします。

以上が報告の一でございます。

続きまして、報告の二をやらせていただきます。報告の二は、国旗・国歌に対する基本的な考え方についてでございます。

これにつきましては、教育委員会で国旗・国歌に対することが何回か協議されまして、基本的な考え方はもちろん決まっていますが、いろいろの間、前回の教育委員会におきましても、いわゆる請願というような言葉を使って御質問がありましたし、いろいろな御意見、御質問が参りました。その都度、教育委員会の場で御報告して、また協議していただいていることでは同じようなことの繰り返しですので、一度、事務局としてこのような考え方をしているけれども、そのような考え方で今後進めていってよろしいのかどうかということの本委員会で確認していただきますと、今後そのつど教育委員会に諮らなくても事務局で進めることができますので、委員の先生方のお考えをここで確認させていただきたい、そういうようなことで御報告申し上げる次第でございます。

御説明申し上げます。国旗・国歌につきましては、これまでの下記の基本的な考え方について共通理解のもと、学校を指導してきたところでございます。しかし、国旗・国歌に関し

ての意見等が多く寄せられ、今後も考え方等が問われてきます。そこで、引き続き下記の基本的考え方に基づいた国旗・国歌の指導のもと、区立学校の運営を行うものですということで、このようなことによろしいかどうかということでございます。

まず、一番としまして、学校教育における国旗・国歌に対する考え方でございますが、国旗・国歌は学習指導要領に基づき指導を行うものであると考えております。児童・生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てる。また、子供たちが自然に理解できるような指導を行うことが必要であるという基本的な考え方を持っているわけでございます。

そして、それに基づきまして、区教育委員会の学校への指導でございますが、学校において、次のことを踏まえて、適切に指導が行われるよう指導・助言していくと考えております。まず一つとしまして、学習指導要領は、学校教育法の規定に基づいて、各学校における教育課程の基準として文部省告示で定められたものであり、各学校においては、この基準に基づいて教育課程を編成しなければならないということで、学習指導要領にのっとっているいろいろなことを学校はやっていくんだと、そういうことをやっていくように私どもは指導していくんだということでございます。それから二番でございますが、学習指導要領においては、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と、これは明記されておりました。したがって、校長教員は、これに基づいて児童・生徒を指導するものであるのは当然であるということでございます。それから三番目ですが、このことは、児童・生徒の内心まで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまでも教育指導上の課題として指導を進めていく必要があるということでありまして、学校教育を適正に進めていくために国旗・国歌の正しいあり方というのを学校に指導していく。それが個人の内心までというようなことではないということ、こういったスタンスで学校に対して指導してまいります。これまでもまいりましたし、これからもそうしていきたいと考えております。

いろいろなところから御意見、御質問が寄せられたときには、このようなスタンスで今後とも事務局として対応していきたいと思っておりますが、そのことを御確認いただければということでございます。

以上であります。

それでは、報告三、四、五について、学校運営課長、報告をお願いいたします。

それでは、報告の三、「平成十六年度新宿区立小学校学校選択制度における補欠の繰り上

げについて」でございます。

小学校につきましては、十月十日に受け入れの可能数を上回る可能性があった二校、余丁町小学校と花園小学校につきまして、過去のデータから、その表に書いてございますが、抽せん基準のところはかなり過去のデータで厳しい状況を設定した上で、それを上回る状況が当時ありましたので抽せんをさせていただいたわけですが、それ以降、Bで転出や転居の状況、Cで転入等の状況、それから、Dのところの私立や国立への入学等の状況、それから、実際の補欠としては余丁町、それから花園と、おのおの四名、五名という形の状況がございました。それで、実際にいろいろと各学校長と御相談をさせていただいて、今後、三月の末までいかないと、指定校変更も含めて今後の状況についてはまだ若干の流動がございますけれども、過去の動向から考えまして上回らないというふうに判断をさせていただき、予定どおり一月末現在で補欠の登録者についての繰り上げについては、全員、九名の方の補欠を繰り上げたという状況でございます。

これにつきましては、一月二十六日の段階で学校の制度連絡会の協議をさせていただき、そこで決定をさせていただき、実際に一月末の段階で該当の方に対して御通知を差し上げているところでございます。また、あわせまして、これについては二月二十五日の広報で、細かい表についてはお出ししない予定ですが、一定の結果の報告を広報で周知をしたいというふうに考えているところでございます。これが一点目でございます。

それから、報告の四、平成十六年度新宿区立幼稚園の応募状況並びに学級編制ということでございます。実際に募集をしましたのは十一月十三日の段階で、募集状況は本委員会については御報告をさせていただいたところでございますが、実際に一月十五日段階というのが次年度の学級を決定する時期でございますので、この段階での応募の状況、それに合わせます学級編制ということで再度御報告をさせていただくものでございます。

まず三歳のところを見ていただきますと、実際に昨年度から十五名からプラス一名ということで定員を十三名ふやしてございますが、その関係では、最終的に三百二十四名の方の応募に対しまして、実際には二百四名ということで、下から二つ目の西新宿幼稚園、ここはまだ定員割れをしているという状態でございます。応募なされた方の一名が辞退されたということで、実際にはここが枠が四名余っているということから、募集定員の二百八名に対して実際の予定数が今二百四ということになってございます。全体に倍率におきますと一・五六倍ということで、十一月の募集段階と比べますと〇・〇三ふえているという実態がございます。

それから、四歳児のところでございますけれども、四歳児のところにつきましては、次年度におきまして、これは最低の学級基準を次年度から十を十二名に上げることがございまして、実際にそれに対する影響というのが出てきてございます。最終的には四谷第四幼稚園、それから落合第五幼稚園というところが若干十二名を下回っている状態が発生してございます。四谷第四幼稚園につきましては十一名の応募ということで、一名足りない状況でございます。また、この状況におきましては、四谷第三幼稚園に行かれる方が、ここが学級が成立すれば行きたいということがございまして、実質上は十名でございましたが、もう一人足らなかったという実態がございます。それから、落合の第五幼稚園については、三十名の定員については六名ということで、これは半数以下の状態になっているところでございます。結果としまして、この二園、二学級につきましては十六年については休学級という形になってまいります。トータルでいきますと、その一番下でございますが、八百十人の定員に対しまして募集人員が六百三十八名ということで、最終的な入園許可の数が三百十三名、全体では予定数は四百八十五ということになってございます。

それから、五歳児についてはほとんど変わりはありませんで、入園予定者は十一月の段階と同様、五百名ということでございます。

若干追加の説明をさせていただきますと、四谷第四と落合第五幼稚園については一定の募集の希望がございましたが、この方たちについてのその後の追跡調査をしてございます。最終的には、この二園については学級が成立しませんでしたので、一定の情報を提供し、近隣の園の情報の中で各保護者の方の御判断がございました。四谷第四幼稚園、十一名につきましては、そのうちの六名の方が他の私どもの区立幼稚園の方に転園をされてございます。四谷第三幼稚園に二名、花園幼稚園が三名、余丁町幼稚園が一名ということで、六名の方がそちらの幼稚園の方にかわっていらっしゃいます。また、それ以外の五名の方につきましては、保育園の方に行かれた方が四名、それから私立幼稚園に行かれた方が一名ということになってございます。落合第五幼稚園の方でございますが、六名のうち四名の方が近隣の区立幼稚園の方にかわられているということで、落合の第一幼稚園が三名、落合第三幼稚園が一名という実態でございます。あとの二名のうち一名は中野区内の私立幼稚園の方にかわっていらっしゃいます。もう一人の方は他県に転出という実態がございます。以上、このような状況があるところでございます。

それから、最後の報告の五でございますが、学校給食調理業務委託事業者の決定ということでございます。次年度から学校給食の業務委託を行うわけで、これについて業者の選定を

ずっと準備をしてきたところでございます。

一のところでございますが、選定方法につきましては、その真ん中あたりに書いてございますが、安全性や衛生管理の部分は当然重要なところでございますが、それ以外に学校給食の業務の専門性なりこれは学校給食そのものが学校教育の一環でもあるということも考え、また学校行事への参加の協力を求める声も多く、子供たちとの交流も非常に望む声が多いところがございます。そういったところから、一定水準の事業者の確保が絶対不可欠であるということから、ただ単に安かろう悪かろうにならないように、従来の競争入札だけではなかなかこのあたりの条件を満たすのが厳しいということもあり、従業員の確保も難しいということから、業者の方から一定の私どもの選定する基準や条件にかなう形での御提案をいただく形で、プロポーザル方式でやってきたところでございます。選定の委員会につきましては、教育委員会内部におきまして、資料の一でございますが、事務局次長を委員長とし、各学校の代表も入っていただきまして十名体制で委員会を組織し、選定をしているところでございます。

それから、実際の選定基準でございますが、そこに書いてございますように、住所要件としては二十三区内に本社と事業所を所有していること。企業の信用状況につきましては、小・中学校での自校調理方式での実績があること。それから、企業として学校給食に対して積極的な考えを示されていること。これは提案内容で判断をしているということです。それから安全性、衛生管理、大事な視点ですので、この点についての取り組み体制が十分できていること。それから、業務を遂行するだけの能力を備えていることというところが基本的な基準ということでございます。

それにプラスしまして、条件といたしましては、私どもの方で作成しております委託仕様書だとか一定の作業基準等、必要な対応についてのマニュアル等を作成しますので、そういったものに基づいてしっかりと業務を遂行していただくということが必要でございます。また、給食数に応じた調理員を配置していただくということ、それから、最も大事なところは三番のところでございますが、正社員については、ぜひ契約期間としては変更していただきたくないということで一定の資格要件を付しているところでございますが、業務主任者（主任）につきましては、正社員でありまして、調理師の資格を有しており、集団的な業務経験があった上で、自校調理方式の実績経験がおおむね三年以上というところがございます。副主任につきましても同じような条件、プラス経験年数がおおむね一年以上という実績をつけさせていただいているところでございます。

二面でございますが、一定の経過を書かせていただいております。プロポーザルによる事業者の選定の決定については、区内にございます指名業者選定委員会へ、区の内部で組織しているものですが、そこに付議を昨年十一月二十一日にさせていただき、一定の方針について決定をいただいているところでございます。

それから、各事業者に対して質問書の送付を、別添資料、資料の二でございますけれども、かなり細かい質問を出してございます。本社について、またいろいろ支店、営業所の状況、社員数、それから資本等、過去の実績。それから、十番以降のところでは、私どもとして非常に大事な視点ということで、社員教育の問題だったり、それから、実際に新宿区の場合には回転がまを中心に使ってございます。そういったところの対応。それから、アレルギー対応等がどうなのか。それから、社員に対する教育体制がどうなのか、異物混入についての対応はどうか、それから衛生管理面はどうか、防火対策等はどうか。それから、学校の中では、子供たちとの触れ合いについてどのような考え方を持っているのか。本社等のバックアップ体制をどう考えているのか、学校給食と他の集団給食等においてどのような差異を考えているのか。あとは、環境に配慮する点でのISO14001等の絡みでどのようなことを考えておられるのか。そういったことをたくさん御質問させていただき、これに基づいて企画を提案していただいております。一月二十五日に送付をさせていただき、十二月八日締め切りという形にさせていただいております。

その後、第一次審査を十二月十八日、書類審査ということで、応募がございました二十一社につきまして選定作業をさせていただき、そのうちの一社については回転がまが使えないということから辞退になってございますが、二十社の調理審査をさせていただき、先ほど申しました各個別の点について判断をさせていただき、総合的に上位の八社を第一次通過者として選定をしているところでございます。その後、第二次審査につきましては、ことしの一月十日におきまして、この段階では実際に業者をお呼びしまして、質問書に対する回答書や実際の見積書、それから具体的にヒアリング、面接を行うことで対応させていただいております。面接時間につきましては、そこに書いてございますように一社当たり四十分という単位の中でやらせていただき、八社全体を見させていただき、総合点で上位三位までを決定させていただいたという状況でございます。その選定結果に基づき、先ほどの指名業者選定委員会に報告をさせていただき、区としての決定をさせていただいているところでございます。これが一月二十二日ということでございます。最終の選定をされた事業者は、そこに書いてある三社ということでございますが、これも別添のところにある一定の業者の概要ということで

熊谷委員長
教育環境
整備課長

つけさせていただいてございます。この三社につきましては、四のところでございますが、六校を委託しますので、近隣のところを二つずつグループ化いたしまして各業者さんの方にお願ひするというので、その点について私どもの方で、その各業者さんの持っている実績等を勘案し、このような組み合わせでこの四月から委託をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

教育環境整備課長、お願いいたします。

私の方から、報告六、「四谷地区三小学校統合協議会の開催について」御報告申し上げます。

前回の一月九日の教育委員会で適正配置の基本方針を決定いただきましたが、去る二月四日に四谷地区三小学校の統合協議会が発足いたしましたので御報告申し上げます。内容については、次第に沿って簡潔に御報告したいと思います。

まず委嘱式でございますが、教育長から各委員の方に委嘱状を交付し、教育長にあいさつをしていただいたということでございます。

引き続いて協議会を開催いたしました。まず、各委員に自己紹介をしていただきました。次に、事務局から配付資料について説明いたしました。資料に関しては、後で若干の説明をしたいと思っております。三番目に、これが非常に重要なんですが、会長と副会長等の選出を行ったわけでございます。会長には四谷地区の町会の連合会の会長が就任していただくということになりました。副会長には教育委員会の事務局の、今野次長ということで決まりました。ただ、従来は会長が座長、いわゆる司会役を務めていたんですが、会長さんは非常に多忙だということ等々がありまして、今回の協議会では座長は各三校、四谷第三小、四谷第四小、旧四谷第一でございますが、その三校からそれぞれ出していただいて、各座長は持ち回りで各回をやっていただくということで決まりました。第一回目は旧四谷第一小学校から、元PTA会長さんに出ていただきまして議事を進めていただいたというところでございます。

第一回目でございますから、その議事のところに載っていますように、三小学校統合について時期・校地・校名ということについて、少しフリーな話し合いをしていただくというような形でやっていただきました。そうしたところ、時期に関しては、学校側の意見としてはできるだけ早い時期に統合するという方向で、子供たち、保護者等をちゃんと将来が安心できるというような状態にしたいという意見が出されました。また、校地に関しては、三校のどこかにするという基本方針になっておりまして、まだどこということではないんですが、

各校地の用途制限等はどのようなふうになっているんですかというような御質問等が出ました。校名に関してもいろいろな意見が出ました。ここに関しては、四谷地区に関しては公募等という意見も出たんですが、協議会の委員の中で決めようというという話まででございました。いずれにいたしましても、その三つに関してフリートーキングをしていただいたんですが、いずれにしても一回持ち帰って、各学校でよく話し合っ、次回に意見を持ち寄って、できれば次回、これは二月十六日を予定しているんですが、できればその時点で決めたいというようなところで第一回目の協議会は終了したところでございます。

次に、資料の説明を簡単にいたします。

次のページは資料の項目一覧になっておりますが、もう一枚開いていただきますと一ページがでございます。一ページのところの資料は、平成十六年一月九日の教育委員会決定、前回の教育委員会で決定していただいた第六次の学校適正配置計画の基本方針でございます。これは前回決定していただいたものということで、次の二ページに移りたいと思います。

二ページ目は、四谷地区三小学校統合協議会の設置要綱でございます。要綱の中にどういふことをやるか等々が書いてあります。第一条は目的で、第二条が所掌事務ということで、統合の時期、統合新校の位置、統合新校の名称、統合新校の校章及び校歌、その他統合に関して必要な事項を決めるということ、こういうことを協議会でやっていただくということで御説明申し上げました。三条は構成で、別表に掲げる者で構成するということ、右に別表が書いてありまして、そこに四谷第三小学校、第四小学校、旧四谷第一ということ、各委員の方の名簿が書いてございます。それ以下はいろいろ、委員の任期ですとか、そのほかのことが要綱に書いてあるということでございます。

では、次に四ページですが、四谷地区の小学校の児童数の推計でございまして、これはもう既に事前の地域に説明に行くときに何回も出している資料だったんですが、これを直近のものに改訂して、また提供したというところでございます。これは都の人口推計によって、この推計を一応基本的な考え方にはしているんですが、これは非常に直前の動向が反映したり、いろいろなことでかなり年度によって差が出てきてしまうので、我々はそういうものも踏まえた上で児童数はいろいろ考えているというところでございます。

五ページ目でございます。五ページ目は、四谷地区統合新校建設までの時系列ということで、協議会と教育委員会と区議会、それぞれが果たしていく役割がそこに書いてあるわけですが、ただ、統合の時期がまだ決まっていないので、どの時点でということは入っておりませんが、初めから最後の新校の完成に至るまでの一連の流れで、どこの機関がどういう役割

を果たしていくかということがフローチャートの形で記載してあります。事務局側としては統合の時期、統合新校の位置、また名称、これが条例改正の三要素になるものですから、このところはできる限り早く決めていただきたいということをお説明申し上げました。

次に六ページ以下なんです、六ページ、七ページ、八ページと同じような図があります。これは統合新校の位置が四谷第三小学校になる各学校ですね。六ページは四谷第三小学校になる場合、七ページは四谷第四小学校になる場合、八ページは旧四谷第一小学校になる場合と、それぞれがなった場合にどういう過程で進んでいくかということを示した図でございます。そこで、教育委員会事務局側としましては、一つは新校、新しい校舎をつくりたい。新しく建て直して新しい校舎をつくるという前提で考えていますということをお一つ御説明して、その際に、ただしプレハブの対応はしないということをお説明しました。プレハブはどうしても校庭に建てるということになりますから、子供たちの教育という面でも、すぐ近くで取り壊し等々をやるということに危険だという面もございまして、また、校庭が確保できなくなってしまうという面もございまして、また、プレハブも非常に今はいいプレハブなので、経費的にも非常にかかるということがございまして、我々としては、今、旧四谷第一小学校が置いてありますので、ここをうまく活用して建てかえ作業をやるということをお考えております。四谷第三小学校の場合は旧四谷第一を改修して使う、四谷第四小学校に校地がなる場合にも、やはり旧四谷第一を内部改修して使う。ただ、旧四谷第一小学校が校地ということに協議会で決まれば、それは四谷第三小学校も四谷第四小学校も、特にどこにも移る必要がなく、そのまま存続して旧四谷第一でつくりかえて、そこに行けばいい。そういう意味では時間もあれも一番かからない、引っ越し等々も楽であるというような状況はあるかと思っております。

次に九ページでございますが、九ページは各学校の施設の状況、これも以前から提供している資料でございます。いつできたかとか、各校地の面積とか、そういう施設の状況のデータがそこに載せてあるということでございます。

最後の十ページでございますが、これは戸塚・大久保地区の統合協議会だよりを参考として出しまして、こういう形で、今度は四谷の協議会でございますが、開かれたその都度、そのごとに協議会だよりをつくりまして、四谷地域、これは関係学校だけでなく、花園小学校とか四谷第六小学校等も含めて四谷地域の幼稚園、小学校、中学校、全部の学校を通して保護者にこういう協議会だよりを配布するということで御説明しました。今回の場合は四谷地区の町会長にも配布するということで説明しました。また、ホームページにも掲載していく

熊谷委員長
中央図書館長

ということで御説明申し上げました。

以上でございます。

それでは、報告七について、中央図書館長からお願いいたします。

それでは、新宿区子ども読書活動推進計画パブリック・コメントの概要につきまして御報告いたします。

今回策定中の子ども読書活動推進計画でございますが、素案につきまして昨年十二月十五日号の区の広報に掲載いたしまして、翌十二月十六日から本年年明けの一月六日までの実質三週間をパブリック・コメントの期間として設定したところでございます。人数といたしましては二十二名の方が御意見をお寄せいただきまして、メール、ファクス、あるいは郵送等ございましたが、意見総数といたしましては七十二件ということでございます。お一人の方で十件以上御意見をお寄せになった方もいらっしゃるという関係がございますので、件数としてはこういった多くの件数になっているということでございます。

内訳でございますが、今回の計画につきましては教育委員会だけということではございませんで、関連のところの部門も一緒になって策定作業を続けてまいりました。そういった関係から、総務部の関係が一件、あるいは福祉部の関係で三件、それから衛生部保健センター関係で四件ということでございまして、残りの六十四件が教育委員会でございますが、そのうち学校関係が十九件、図書館関係が三十二件ということでございます。その他の十三件でございますけれども、これについては、今回の子ども読書活動推進計画につきましては、新しい図書館をつくるというようなハードの施設整備計画は含まないということでございますが、これらの意見の大部分は、新しい図書館を空白地域につくってほしいというような内容が七件ほどあたりいたしまして、直接計画の中では取り組めないものがございます。そういった形で、十三件はその他で扱っているものでございます。

それから、説明会でございますが、このパブリック・コメントの期間中に、十二月十九日、二十日、二十一日ということで三回ほど開催をいたしました。時期的なものもあろうかということもありましたが、全体で十五人の方が御出席をいただいたということでございます。どれくらい来るのかということで、ちょっと心配もしておりましたが、この子ども読書だけということでございますので、最初は非常に少ないわけだったんですが、最終日には九名ということでございます。あわせて、これにつきまして資料として添付しておりますので、若干後ほど説明させていただきます。

ちょっと聞いていただきますと、この二番、三番、四番でございますけれども、児童館で

の取り組みというようなことでございます。児童館が抜けていませんかということでございますが、児童館でも取り組む項目がございますので、計画の中で取り組んでいこうということで、幼児サークルなどで読み聞かせ会などを実施をするということでございます。それから、保育園でございますが、これについても絵本の貸し出しについては計画の中で推進をしております。それから、四番の保育園についても冊数を多くしてくださいということでございますが、それぞれの保育園で努力をしていくというようなことでございます。

次の三ページでございますけれども、六番でございます。これは保健センターの関係ですけれども、妊娠中の女性への働きかけについてということでございます。これは母親学級の中でやっているものについて、さらにどのようにプログラムに取り入れていくかということで検討していこうというものでございます。

次の四ページでございますけれども、九番以降が教育委員会関係でございます。特に九番から五ページの二十番までずっと同趣旨でございます。十四、十五年度、二カ年度でございますが、緊急地域雇用創出特別補助事業で一〇〇%国費でやってきました学校図書館スタッフを存続されたいというような趣旨でございます。これにつきましては、十六年度以降、現状のままでは続けられないということでございますので、考え方といたしましては、今後はPTAを初め、地域のボランティア等にも御協力いただきながら、各学校の実情に応じて工夫した新しい協働の仕組みをつくる中で、学校図書館の充実に努めていくということでございます。全くかわりの受け皿がなくなるわけではないわけですが、新しい仕組みをつくって計画の中で取り組んでいこうということでございます。同趣旨で、二十番まではそういったものがございます。

それから、次の六ページでございますけれども、二十四番、二十五番でございます。朝読書については現在も大部分のところで行われております。計画の中で引き続き取り組んでいくということでございます。それから、二十五番の学校図書館との連携についてもやっていくということでございます。それから、二十八番でございますが、これ以降は図書館にかかわるものがございますけれども、学校との連携の強化ということでございますので、これについては二十五番と同趣旨でございます。

それから、七ページにいきますと、三十一番でございますが、読み聞かせの会員の希望といたしまして「朗読講座」ということでございますので、計画の中で取り組んでいくということで、三月にも絵本の読み聞かせ講座を二回実施の予定でございます。それから三十三番でございます。読み聞かせ等の関係でございますが、内容的にも工夫しながら進めていこ

うということでございます。それから三十五番でございます。団体貸し出しは、図書館が本を運んでほしいということでございますが、搬出入車両の確保等の体制がありますので、計画の中で準備整備をしていこうということでございます。

八ページでございますけれども、三十八番でございます。子ども読書活動推進会議のメンバーをどのように選出されるかということでございますが、子供に関連する団体など、PTA 連合会など、区内の関係団体に適任者の推薦をお願いするような考えでございます。決定過程等については明確にして公開していきたいというふうに考えてございます。

それから、四十三番でございますけれども、図書館の本の充実を図ってということでございます。当然充実を図っていかなければなりません、計画の中で取り組んでいこうというものでございます。

それから、十ページでございますけれども、四十七番で、インターネットで絵本や図書館のPRもさらにお願ひしますということでございます。現在でもインターネットは運用しておりますけれども、インターネットの子どもホームページも設定してまいりますので、そういった部分も活用して計画の中で取り組んでいこうというものでございます。それから、五十二番でございますが、インターネット予約でございます。これにつきましては、新年度の事業といたしまして予算も内示をいただいたところでございますが、六月下旬ごろから実施できるように検討しておりますということでございます。

それから、十一ページの五十八番でございます。子ども読書活動推進会議に子供を入れてほしいということでございますが、計画の実効性を高めるために、計画の進捗状況を把握するとともに普及啓発に努めようという会議体でございます。子供の読書環境の整備につきましては大人の責任ということで、そういったところで進めているものでございますので、この会議体に子供を参加させることは考えていないということですが、なお、選書につきましては、子供さんの意見を反映した選書を行ってまいりたいということでございます。

それから、十二ページでございますけれども、六十一番からでございますが、図書館を削減してほしくない、あるいは新しい図書館をつくれというような意見でございます。六十一番、六十二番、六十三番、四、五、六、そして十四ページの六十七番まででございます。削減をするな、あるいは空白地帯に新しい図書館をとというようなことでございます。今回の計画全体で新しい図書館をつくるか、ハードの施設整備は基本的には考えておりませんので、これについては参考意見というふうなことでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、十五ページの次の裏の方でございますが、

三回行いました説明会の結果でございます。冒頭申し上げましたとおり、三回、合計十五人ということでございますが、この説明会におきます主な意見という形で書いてございます。説明内容といたしましては、説明会の段階でのお答えをしたものの概要でございます。これらも踏まえて、今回のパブリック・コメントにつきまして区の考え方をまとめさせていただいたというものでございます。

なお、今後でございますけれども、一月三十日に役所の中の作成委員会を開催いたしまして、それを踏まえまして、現在最終的な案の案文を策定をしているところでございます。本日パブリック・コメントの概要を報告させていただきまして、二月二十日ごろ以降に区の政策経営会議の方にも報告をさせていただきまして、三月五日には教育委員会の方にも最終的な報告をさせていただくという形になるかと思っております。なお、公表でございますけれども、三月二十五日号の区の広報、あるいはホームページで、計画の本文とあわせてパブリック・コメントの概要、それから区の考え方につきましてもあわせて報告をしていこうというものでございます。

大変簡単でございますけれども、パブリック・コメントの概要についてでございます。以上でございます。

熊谷委員長

ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

それでは、まず報告一について御質疑のある方はお願いをいたします。いかがでしょうか。報告一、平成十七年度使用教科用図書の採択についての御報告。

内藤委員

これで結構じゃないでしょうか。

熊谷委員長

ほかに御質問がありますか。

特に御質問がないようでございますので、報告二についてはいかがでございましょうか。御質疑のある方はどうぞお願いいたします。これも従来の考え方を文書にされて確認をしたいという御報告でしたが。

櫻井委員

何と伺っていいのかわからないんですが、これは文書化される。これは別にどこかにいつも書いてあるとか、どこかに載せるとか、そういうことではないんですね。何かの質問とか、そういうことがあったときにこの考えを示すということなんですか。

教育指導課長

今おっしゃられたとおりでございます。今後この考え方で対応していきたいと。これをどこか区の広報に出すとか、そういうことは考えておりません。

内藤委員

近年、入学式や卒業式で、国旗・国歌をめぐって混乱が起きたという事例はありますか。

教育指導課長

新宿ではもちろんございませんし、東京都におきましても、国旗を式場に掲げる、国歌を

内藤委員

斉唱する、そういうレベルにおいては特に混乱はございません。

あえて言えば、この記の中で二の が一番大事ではないですかね。国旗とか国歌とかいう問題は、少なくとも強制できるものではないからね。自然に受け入れられるということここで記載のある子供たちが自然に理解できるような指導を行うということでしょうね。何か卒業式で、立っているんだけど歌わない生徒がいるとか言って問題にしている人がいたけれども、それはあえて歌わないという意味じゃなくて、別に反対だから歌わないというふうには僕には受け取れませんでしたけれどもね。

櫻井委員

例えば、国旗に対して敬礼ですとか頭を下げるという、そういうことは別に指導はしていらっしやらないんですね。

教育指導課長

例えば卒業式や入学式におきまして、最初の始まりの礼、それから終了の礼がございます。ああいうようなときにはどこに礼をしているかということがございますけれども、やはり正面の壇上の国旗、あるいは区旗も含めた式場全体について礼をしているんだらうと思います。そういう意味では、国旗についても礼をするというようなことを自然にやっていると思っております。

それから、申しわけございません。先ほど国旗・国歌について混乱はないのかどうかというようにございましてけれども、新宿区、それから東京都につきましても、国旗を掲揚して国歌を斉唱する、それを一〇〇%やっているという、そういう意味では混乱はないわけではありますが、ここ二、三年以内におきましても、国旗をどこに掲揚するのかというふうなことをめぐっては、やはり混乱の一定ある市もございました。そういう経緯もありましたけれども、国旗を掲揚して国歌を斉唱すると、そういうふうには全都でなっているところでございます。

以上でございます。

熊谷委員長

ほかに御質問がなければ、報告三について御質問のある方、どうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告四はいかがでしょうか。幼稚園の応募状況。

櫻井委員

定数に満たなくて休学級になってしまった、例えば四谷第四幼稚園の十一人に関して、他区へ行ったり何かなさったんですが、それはアドバイスというか指示というか、何かこちら側でおやりになったんでしょうか。

学校運営課長

先ほど申し上げましたように、十一月十三日の段階で募集を締め切っておりますので、その段階での情報提供を各園の方に御提示しまして、その後、ずっと一月十五日までの学級編

制の確定までの間に、いろいろな形でまた追加の応募があったりとかしてございました。最終的には、この一月十五日の段階で学級編制が確定しますので、その段階での情報も各園に早急に情報提供しまして、特にこの二園につきましては合計で十七名の方の応募がございましたので、その点については、近隣の園の募集状況等、各園長、教頭、主任を含め、園側の方からいろいろな情報提供をしていただきながら、近隣の方にあいている園があるというふうなことでの情報提供は積極的にしたところでございます。

櫻井委員

保育園に何人がいらしたということですが、これは条件が合わないといふ保育園には入れないわけですね。

学校運営課長

私どももちょっと、四谷第四幼稚園について、保育園に四名の方がかわっていらっしゃるんですが、確かに幼稚園に入りたいという希望の中で、フルタイムではちょっと幼稚園は難しいところがございますので、幼稚園に入れなかったのも働きに行こうと思われたのか、その点については理由がよくわからなくて、その点、保育の場合には保育に欠けるという条件がありますので、その点についてはなかなかそのあたり、クロスしての事情というのは私どもでも今まで想定されていなかったんですが、なかなか幼稚園と保育園についての垣根が狭まってきている感じは受けるところではございますが。

熊谷委員長

ほかに御質問がなければ、報告の五について御質問をお願いいたします。学校給食調理業務委託事業者の決定について、いかがでしょうか。

内藤委員

これは実施が六校でしたっけ。だから、一社二校当たりでスタートするということですが、いずれにせよ、これから特別問題が起きない限り、この三社というのが受け持つ学校数はだんだんふえていくという意味ですか。それとも、試験的にやってみて、さらに数を絞る、委託する対象の会社を絞っていくという考えもあるんですか。

学校運営課長

初年度は六校という多くの数でございましたので、本来ならば一社一校という形がよろしかったかもわからないんですが、初年度につきましては複数校を持っていたら、地域でのブロック的な考えで、例えば当日のパートの社員等、欠勤等の状況についての応援体制をつくるか、そういうスケールメリットも含めて、二校ずつ持っていた方がいいだろうという判断のもとでやらせていただいたところです。契約につきましては一年単位の契約ということでもございまして、その契約につきまして、非常にその実績が良好であれば、また保護者等の継続の希望等も考慮しまして、その点については最大で五年間、随意での契約については区の方の了承をいただいているところでもございます。この三業者につきましては、問題がなく非常に良好だということであれば、五年間同じ学校での契約ということが想定され

るということでございます。それ以外に十七年度以降、新しい学校での委託の問題につきましては、調理職員の退職に関しての不補充という形の中で、退職の不補充を想定する中で委託の数をふやしていくということがございますので、そのときにはまた新たにプロポーザルをやりながら、この三社を入れるのか、またそれを除いてやっていくのか、いろいろな方法がございますが、この三社につきましては、基本的に問題がなければ継続していくというふうな形になるかと思えます。

熊谷委員長
学校運営課長

参考までに、二十社ぐらい来たんですか。区内の新宿区の業者はなかったんですか。
細かくは見ておりませんが、ざっと見るところ、本社が新宿にあるというところはございませんで、近隣でいうと千代田区だとか港だとか近隣の区はございますが、新宿には本社そのものはない状況でございます。

熊谷委員長
櫻井委員

もったいないね。
これ、今は地域が同じということであろうけれども、将来的には、例えば一校を一社というようなことよりも、ある程度三社なら三社、四社なら四社、数が少なくまとめた方がいいんでしょうかね。

学校運営課長

今後新たな学校をふやすときに、今、委員がおっしゃられたように、例えば近隣の学校であれば、さっき言ったスケールメリットを含めて、そういうアドバンテージをうまく活用できるような考えも考慮されますので、今後、十七年度以降、新しい学校を委託の対象にする場合には、今、委員がおっしゃられたようなところを考慮して、どういうプロポーザル方式でやっていくのかというところは十分検討してまいりたいと思います。

それから、恐縮ですが、さっき委員長が御指摘いただいた点で新宿区内はどうかという話、一点ございまして、申しわけございません。一社ございました。残念ながらそこは今回対象になってございませんが、実績はございました。

熊谷委員長

ありがとうございます。ほかに御質問がなければ、よろしいでしょうか。
それでは、六の「四谷地区三小学校統廃合協議会の開催について」、御質問をどうぞお願いしたいと思います。

櫻井委員
教育環境
整備課長

この三校のうち、位置的に真ん中はどれなんですか。
位置的には旧四谷第一小学校が真ん中でございます。

熊谷委員長

旧四谷第一というのは明治八年で、校舎自体はそういう歴史的な価値のあるものは全然残っていないですか。全部改築しちゃっているんですか。創立当時のものは何も残っていない。

教育環境
整備課長
熊谷委員長
教育環境
整備課長
熊谷委員長

次長
熊谷委員長
次長
熊谷委員長
山崎教育長
次長

熊谷委員長
櫻井委員
次長
熊谷委員長

櫻井委員

中央図書館長

特に歴史的な建造物はございません。

三十六年に全面改築。空襲で焼けちゃっているんですね。
昭和三十三年につくって、それで昭和六十年に大規模改修をしている。

そうですね。だから、創立当時のものが何か残っていないんでしょうね。みんな焼けちゃって、どこかで仮校舎でやってというのが東京の小学校は大体ですね。でも創立は圧倒的に古いでしょう、これは。明治八年というのは非常に歴史がある。

新宿で一番古いんです。

そうですね、たしか。

ここと四谷の五と淀橋の一が明治八年。

ですね。東京というか、日本でも非常にあれじゃないでしょうかね。

明治政府が最初に小学校をつくると思ったときのですかね、明治八年では。

最初は明治五年だから、それでいうとトップではないんですよ。でも、その次ぐらいですよね。

非常に古いですね。

四谷っていつなんですか。

調べれば経緯はわかるんですけども。

すみません、統合についての御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、新宿区子ども読書活動推進計画のパブコメの概要について、御質疑があればお願いしたいと思います。

問題とは関係ないんですが、発売間際のベストセラーを一館でまとめ買いすると著作権上問題だというのは、これはどういうことなんですか。

ベストセラー本を図書館でたくさん買い込むことによって、いわゆる著者の方が、その分売れるはずのものが売れないのではないかと、そういう問題がありまして、全国図書館協会と、それから著作権協会との間で、著作権問題をめぐりましては話し合いが続けられております。ただ、まだこれはかなり時間がかかる話し合いでございまして、昨年秋でございませうか、実態調査の結果が新聞にも出されましたけれども、例えば「ハリー・ポッター」でありますとか、ああいったものだとか、例えば「五体不満足」のようなベストセラー本が出ます

と、相当図書館で読んだという率も高まってきまして、ただ、それでも、そういう売れる本の場合ですと、一方で図書館だけじゃなくてたくさん買われているという部分がありますので、必ずしも著者の方にマイナスになっていないという言い方は変ですが、実態調査の結果があらわれております。やっと実態調査が終わったところでございますして、引き続き著作権法の扱いをめぐりまして、全国図書館協会と著作権協会との間で話し合いが続けられていると、そういう実態がございます。ですから、現在はそういった著作権問題についての図書館で貸し出す、いわゆる公共貸与権といったようなことが欧米では言われておりまして、図書館での貸し出し実績に応じまして、著者の方に公共的なところからお金が入るような仕組みがとれないのかという議論が一方ではなされております。そういった背景がございます。

熊谷委員長

ほかにいかがでしょうか。

これについては、またパブコメに対する回答案を整理されて、まとめて再度御報告をいただくというようなことを先ほど図書館長の方から……。

中央図書館長

こちらの方でございますけれども、とりあえず意見等の概要に合わせて、現在のところの区の考え方を御説明をいたしましたので、基本的にはこの考え方でまいります。区の政策経営会議もでございますので、きょうの御報告を踏まえまして、この考え方で経営会議の方に報告をさせていただくということでございます。

熊谷委員長

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告八、「その他」となっておりますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

教育政策課長

本日はございません。

熊谷委員長

ほかに御質問がなければ、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

午後四時八分閉会

熊谷委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。